

1. 三上北男

扶 養 親 族 届

8 年 5 月 13 日提出

給与演習問題5 解答

殿	勤務公署名	八北小学校		
	職	教諭	氏名	三上 北男

条例第9条第1項の規定に基づき次のとおり届け出ます。

届出の理由

☐ 1 新たに職員となった (は、扶養親族たる子がある場合に限り)

☐ 2 行政職9級以上職員等から行政職9級以上職員等以外の職員となった (子以外の扶養親族がある場合に限り)

☒ 3 新たに扶養親族たる要件を具備するに至った者がある (行政職9級以上職員等にあつては、子に限り)

☐ 4 扶養親族たる要件を欠くに至った者がある (子、孫及び弟妹で満22歳の年度末を超えた者を除き、行政職9級以上職員等にあつては、子に限り)

子の出生により扶養にのいるため、3にチェック

扶養親族の氏名	続 柄	生年月日	同居・別居の別 (別居の場合は住所)	所 得 の 年 額		届出事実の 発生日年月日	届出の事由
				所得の種類	金 額		
三上 東子	子	R8.5.1	同居	なし	0	R8.5.1	出生
続柄は「子」でも「長女」でもよい			給与所得がある場合は「給与所得」と記入し、見込み金額も記入する		戸籍謄本等で確認		
						出生による認定の場合は「出生」と記入	

添付する書類

- ×

A

人事異動通知書

職員と配偶者の収入の差が1割未満であるため不要
- B

戸籍謄本

「扶養手当の届出に係る添付書類について」
P2【扶養親族とする場合】の子(2)①に該当
- ×

C

扶養手当に相当する給与に関する証明書

配偶者が三八・上北管内県費負担教職員のときは不要
- D

所得証明書

「扶養手当の届出に係る添付書類について」
P2【扶養親族とする場合】の子(2)③に該当

手当の始期 R8 年 5 月 (分から支給)

2. 三八上男

扶 養 親 族 届

8 年 9 月 11 日提出

(任命権者) 〇〇教育事務所長 殿	勤務公署名	三上小学校		
	職	校長	氏名	三八 上男

条例第9条第1項の規定に基づき次のとおり届け出ます。

届出の理由							
□1 新たに職員となつた(子の就職により扶養をはずすため、4にチェック)は、扶養親族たる子がある場合に限り □2 行政職9級以上職員となつた(子以外の扶養親族がある場合に限り) □3 新たに扶養親族たる要件を具備するに至つた者がある(行政職9級以上職員等にあつては、子に限り) ☑4 扶養親族たる要件を欠くに至つた(別居のため子の住所を記入)は、妹で満22歳の年度末を超えた者を除き、行政職9級以上職員等にあつては、子に限り							
扶養親族の氏名	続 柄	生年月日	同居・別居の別 (別居の場合は住所)	所 得 の 年 額		届出事実の 発生年月日	届出の事由
				所得の種類	金 額		
三八 長男	子	H19.10.10	宮城県仙台市泉区4 エレキハウス201	給与所得	3,008,000	R8.9.1	就職
続柄は「子」でも「長男」でもよい		給与所得がある場合は「給与所得」と記入し、見込み金額も記入する		辞令等で確認		就職による認定の場合は「就職」と記入	

添付する書類

- ×

E 採用辞令

収入が150万円以上となるか分からない(記載がない)ため
- ×

F 雇用証明書

収入が150万円以上となるか分からない(記載がない)ため
- G 雇用契約書

「扶養手当の届出に係る添付書類について」
P7【扶養親族でなくする場合】の子3(1)に該当

手当の終期 R8 年 8 月 (分まで支給)

3. 上北三男

扶 養 親 族 届

8 年 4 月 12 日提出

(任命権者) 〇〇教育事務所長 殿	勤務公署名	北八小学校		
	職	教諭	氏名	上北 三男

条例第9条第9項 配偶者の所得減少により認定するため、3にチェック 出ます。

届出の理由							
☐ 1 新たに職員となった(行政職9級以上職員等にあつては、扶養親族たる子がある場合に限り)							
☐ 2 行政職9級以上職員等から行政職9級以上職員等以外の職員となった(子以外の扶養親族がある場合に限り)							
☒ 3 新たに扶養親族たる要件を具備するに至った者がある(行政職9級以上職員等にあつては、子に限り)							
☐ 4 扶養親族たる要件を欠くに至った者がある(子、孫及び弟妹で満22歳の年度末を超えた者を除き、行政職9級以上職員等にあつては、子に限り)							
扶養親族の氏名	続 柄	生年月日	同居・別居の別 (別居の場合は住所)	所 得 の 年 額		届出事実の 発生年月日	届出の事由
				所得の種類	金 額		
上北 みつや	子	R6.5.1	同居	なし	0	R8.4.1	所得逆転による 主たる扶養者の変更

添付する書類

- H 戸籍謄本

「扶養手当の届出に係る添付書類について」
P2【扶養親族とする場合】の子(2)①に該当
- I 申立書

「扶養手当の届出に係る添付書類について」
P2【扶養親族とする場合】の子(2)⑧に該当
- J 扶養手当に相当する給与に関する証明書

「扶養手当の届出に係る添付書類について」
P2【扶養親族とする場合】の子(2)④に該当
- K 所得証明書

「扶養手当の届出に係る添付書類について」
P2【扶養親族とする場合】の子(2)③に該当
- × L 源泉徴収票

添付書類として正しいのは所得証明書であるため

手当の始期 R8 年 4 月 (分から支給)